

長野県石油商業組合
代表理事 高見澤 秀茂 様

長野県知事 阿部 守一

中小企業団体の組織に関する法律第 92 条による報告の徴収について（通知）

令和 7 年 7 月 28 日付で提出のあった報告書（以下「組合報告書」という。）に対し、下記の項目について中小企業団体の組織に関する法律（以下「法」という。）第 92 条の規定により再度報告を求めます。

記

1 報告を求める内容

- （１） 令和 7 年 6 月 30 日に公表された石商組合問題第三者委員会の報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）において、「第 3 章第 3 評価の 2、3」に掲げられている事項のうち、組合報告書に記載がないものに対する事実関係の報告
- （２） 組合報告書の「4. 本報告書第 3 章「第 3 評価の 5 本組合はなぜ本件を妨げなかったか」について」及び「5. 報告書「第 4 章 再発防止策及び今後への提言」への対応について」中、具体的な記載のない項目の取組内容や進め方及び第三者委員会報告書の提言内容と異なる貴組合の対応の理由
- （３） （２）のうち、再発防止の観点から、早急な対応が必要な以下の項目については、実施の時期・方法など、より詳細な対応内容
 - ・ 5（３）「3 組織体制について」のうち、コンプライアンス部門
 - ・ 5（５）「5 通報先の設置及び周知について」のうち、公益通報窓口の設置
 - ・ 5（７）「7 組合幹部及び全組合の意識改革について」のうち、コンプライアンスに関する組合員研修

2 報告の提出期限

令和 7 年 9 月 2 日（火）

3 報告を求める理由

組合報告書において、別添のとおり、具体的な対応内容について言及されていないもの、また、第三者委員会報告書の提言と異なる対応を行うとした理由が明確でないものなどがある。県民の不信感を払拭すること、同様の事案を再発させないことが重要であるため、再度の報告を求める。

4 その他

- （１） 独占禁止法の第 3 条「不当な取引制限」及び第 8 条「競争の実質的制限、構成事業者の機能又は活動を不当に制限（価格制限行為等）」に関する調査権限を有するのは公正取引委員会であるため、その調査に協力すること。

- (2) この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、法第 106 条第 4 号の規定による罰則があることを留意すること。

産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係 (担当) 小岩井 電話 026-235-7218 (直通) FAX 026-235-7496 E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp

第三者委員会報告書に掲げられている事項のうち、組合報告書に記載がない項目

項 目	石商組合問題第三者委員会の報告書	R7. 7. 28付け 県石油商業組合の報告	今回求める対応
第 3 章 第 3 評 価			
組合員間の不当な取引制限行為について（独占禁止法第 3 条）			
相互拘束	地域内の安値競争を避けるため、意思連絡を通じて互いの行動を調整し合う関係が全体として成立していたと認められるから、相互拘束があったものと認められる。	第三者委員会の指摘に触れていない。	事実関係の報告を求める。
競争の実質的制限	本組合の事業者間で行われたガソリン等の店頭表示価格に関する価格カルテルであり、競争を実質的に排除し、消費者や市場に大きな悪影響を与えるものであって、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであると認められる。		
第 3 章 第 3 評 価			
組合の価格制限行為等について（独占禁止法第 8 条）			
価格制限行為等への該当性	北信支部に責任を押し付け、本組合には責任がない、あるいは限定した責任しかないかのような捉え方をしているように受け止められるが、支部が本組合の一組織であることを理解しない考え方であり、誤りである。	第三者委員会の指摘に触れていない。	事実関係の報告を求める。
本組合の組織ぐるみと認められる事情	・ 店頭表示価格の上げ幅、下げ幅及び上げ下げの時期について、北信支部においては、支部長を通じて組合本部に連絡がなされていた。 ・ 本組合は長年に亘って黙認して正さなかったものであって、本件価格制限行為は本組合の組織ぐるみで行われていたものと評価せざるを得ない。		
価格調整に応じない事業者への要請	本組合の支部においては、一種の相互監視活動として、本連絡にも関わらず看板価格を変更しない組合員に対し、周辺の組合員からの情報提供等により支部役員が変更の要請を行うなどしていた。 （報告書P52 3（3）） 本組合本部も、価格調整に応じない組合員に対し、会社へ直接赴くなどして働きかけを行ったことがあった。		

組合報告書のうち、具体的な記載のない項目

項 目	石商組合問題第三者委員会の報告書	県石油商業組合の報告(R7.7.28付け)	今回求める対応
第3章 第3 評価			
5 本組合はなぜ本件を防げなかったのか			
記録等の不作成及び不十分な管理	・理事・支部長会の議事録は極めて形式的なもので、実際の内容が確認できない。 ・経営委員会や正副理事長会、緊急会合等では議事録が作成されていない。 ・事務局にはデータを共有して保存するためのサーバーが設置されておらず、専務理事を含む事務局職員は各人のパソコンでデータ保存している状況で、職員間でのデータ情報共有も行われていない。	報告書の指摘のとおり。議事録の充実をただちに行うほか、本組合がコンプライアンス機能を持つための情報共有の方法については、真摯に検討する。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
組織内不祥事案への対応部門・手順の不存在	・2月5日の報道以降、具体的な検討過程は、記録の不存在も相俟って判然とせず、本組合として内部調査を実施するかどうか迅速に決定がなされた様子は窺われず、初動対応が遅れた。 ・2月13日の緊急会合では支部長本人の全員参加は実現せず、専務理事主導で出席支部長や代行に対し、報道の内容が事実かどうかを聞いただけの杜撰な確認をしたにすぎず、これを調査と称して、県に報告を行った。 ・こうした本組合の対応のまずさは、組織内不祥事案に対して対応する部門も手順も定めていなかったことが大きく影響している。	報告書のとおり。今後は、理事会及びコンプライアンス委員会が手順を定めていく。	
組合員の法規範に対する理解不足	・利益向上のための環境整備と称しながら、その本質は価格調整への同調圧力を加えることにある活動を行っている中で、ガソリン店頭小売価格の変動幅に関する連絡を行うことが独占禁止法に抵触するいわゆる価格カルテルに該当するおそれがあることは、業界に身をおくものであれば容易に想起できるはず。 ・危機意識を持たなかったとすれば、法規範に対する理解が不足していると非難されてもやむを得ない。	報告書の指摘を真摯に受け止める。理事会及びコンプライアンス委員会が中心となって、全組合員が法令の理解を深められるよう活動していく。	

第4章 第1 再発防止策及び今後への提言

3 組織体制について

外部理事の採用	組合外から弁護士や公認会計士等の専門職や学識経験者等を理事として採用し、業界外の識者の視点を運営に反映させ、組合の意思決定が独善に陥らないようにする必要がある。	提言は積極的に検討していく。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
業務監査体制の構築	・ 日常業務についてチェックする体制は全く取られておらず、事務局を含め本件事態を招いた業務に対するチェックが不十分な状況。 ・ 定款を改正して、監事の職務を会計監査の他、業務監査を含むものへと拡大し、監事による組合の業務監査体制を構築することが検討されるべき。		

4 記録管理について

議事録の作成・保存	・ 議事録の保存について、保存期間、保存方法を規約化しておくことが必要。（ex. 総代会・理事会における「議論状況を検証するために、議案の趣旨説明の内容や出席者からの発言内容などを一定程度、具体的に記載することが必要） ・ 議事録は、組合ホームページ内の組合専用ページにおいて公開するなどして、組合であれば誰でも容易に閲覧できるようにすべき。	理事会、経営委員会、各種会議において、都度議事録を作成し、出席者の発言内容などを記載するとともに、確実に保存・共有していく。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
情報管理のルール化	電子データが各人のローカルのパソコンに保存されており共有されていない。 ・ サーバーを設置するなどして事務局内のデータを共有して保存できるようにし、事務局内の情報共有、相互監視体制を確立することが必要。		

6 危機時の対処方法の確立について

危機時の対処方法の確立について	組織内不祥事が発生した場合に、誰が（どの機関が）、どのように、いかなる行動をするか、その手続等について予め「対処（危機管理）マニュアル」を検討の上作成しておく必要がある。	「対処（危機管理）マニュアル」の作成を検討していく。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
-----------------	---	----------------------------	-----------------------

第4章 第1 再発防止策及び今後への提言

1 独占禁止法抵触が疑われる活動の禁止

価格連絡の禁止	組合間におけるガソリン店頭表示価格の変動幅に関する情報連絡や価格調整のための要請・働きかけは、直ちに禁止されなければならない。	二度と行われぬよう啓発していく。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
具体的価格に関する市況調査及び情報交換の中止	・経営委員会が各支部に調査を依頼して行っていた具体的な価格に関する市況調査及びこの結果をまとめた資料の共有及びこれに基づく情報交換は、独占禁止法に違反する価格制限行為につながる恐れが高く、中止すべきである。 ・北信支部で行われていた市況調査（市況モニター調査を含む）も同様		
安値店舗等の監視活動及び価格の同調に向けた要請の禁止	・組合内の安値店舗や非組合員の価格に関する市況調査を行っていたが、これは対外的には監視活動とも評しうるものであり、対内的には同調圧力につながる。 ・実際に価格の同調を促す働きかけ・要請を行った事例も見られるが、かかる行為は独占禁止法に違反する価格制限行為につながるものであって、禁止すべきである。		

3 組織体制について

組合幹部人事の刷新	・組合幹部は問題意識を持たず、むしろ利益向上のための環境整備と称しながら、価格調整への同調傾向を維持しようとしていた疑いすらある。 ・本件報道後の組合幹部の対応は、十分な事実調査を行わず、長野県に対して事実と反する報告を行うなど、極めて不誠実な対応であった。 ・今後、組合組織の改革を進めるにあたり、自浄能力は期待できず、幹部人事を刷新する必要は大きい。	組合幹部の人事刷新も、検討事項とする。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
-----------	---	---------------------	-----------------------

5 通報先の設置及び周知について

組合員による不服申出制度の周知	公益通報窓口の設置及び組合員への周知とは別に、不服申出制度の存在について、本組合から各組合員に周知されるべき。	組合員による不服申出制度の設置を検討していく。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
-----------------	---	-------------------------	-----------------------

7 組合幹部及び全組合員の意識改革について

関係法令に関する情報提供の充実	・石油事業関連の法令について、改正の動きも含めて、組合員個々人が理解を深めておく必要がある。 ・本組合から組合員に向けて適時に適切な方法により情報提供がなされる必要がある。	組合から組合員に向けて適示に適切な方法により情報提供していく。	取組内容や進め方について再度報告を求める。
-----------------	---	---------------------------------	-----------------------

組合報告書のうち、第三者委員会報告書の提言内容と異なる項目

項 目	石商組合問題第三者委員会の報告書	県石油商業組合の報告 (R7. 7. 28付け)	今回求める対応
第3章 第3 評価			
5 本組合はなぜ本件を防げなかったのか			
組合幹部のコンプライアンスの欠如	・本組合幹部は、独占禁止法に抵触する疑いのあるガソリン店頭表示価格の変動幅に関する情報連絡を把握しながら、問題意識や危機意識をもたず、何らの対応もしなかったものであり、法令を遵守し、社会的な規範に従って公正に組合業務を行うコンプライアンス意識に欠けていた。 ・日々の事業所経営とは別に組合活動を負担する組合役員その他の組合員が何らの手当もないままに、<u>ほぼ手弁当で活動を強いられることからくるマネジメント意識の低さも影響</u>	コンプライアンス意識の徹底に努める。 <u>無報酬でも責任ある業務遂行は可能。</u>	第三者委員会報告書の提言内容と異なる貴組合の対応の理由について再度報告を求める。
組合の機能不全	・理事会の開催は、<u>月1回の頻度にも満たないため機動性を欠き、また議題もルーティン化</u> ・経営委員会において、価格調整への同調傾向が醸成されていたところであるが、これに疑問を呈する理事はいなかった。 ・3月の理事会は書面開催とされて理事が集まることもなかったなど、理事会は全く正常に機能していないといわざるを得ない。	報告書の指摘のとおり。 <u>年8回の理事会開催は同規模法人と比べ少なくはなく、問題の本質は違法性認識の欠如にあると考えられる。</u>	
	・理事長や専務理事は、北信支部で行われていたガソリン店頭小売価格の変動幅に関する情報連絡を把握していたにも関わらず、この情報を正副理事長会に報告したり、審議するなどした様子は見受けられない。 ・正副理事長会も正常に機能していなかった。		

第4章 再発防止策及び今後への提言

2 組織運営について

理事会の活性化	・重要事項は、必ず、理事会の決議を必要とすることを徹底し、なし崩し的に正副理事長や専務理事の独断専行を許さないようにすることが必要 ・正副理事長会を恒常的機関として機動的な会議の開催、自由闊達な意見交換を行えるようにすべき。 ・理事の選任手続きは、支部推薦を原則とし、正副理事長の選任も選任手続の運用を透明化すべき。 ・<u>理事会の議長は、理事の中から当該年度議長及び副議長を選出することとすべき。</u> ・正副理事長及び専務理事は、議題提案者ないし趣旨説明者に徹し、議事進行には関わらないこと。	・重要事項は理事会決議を徹底し、正副理事長会のあり方、役割、理事、及び正副理事長の選任手続きは、提言に沿って協議する。 ・<u>理事会議長は理事長が務めるのが適切である。</u> ・独占禁止法抵触を疑われる諸活動を経営委員会として行ってはならないことを組合内の共通認識とする。 ・組合本部と支部間のコミュニケーションを図り、ガバナンスの強化を図る。	第三者委員会報告書の提言内容と異なる貴組合の対応の理由について再度報告を求める。
経営委員会の改革	・独占禁止法抵触を疑われる諸活動を経営委員会として行ってはならないことは当然であり、これを本組合内の共通認識とすべき。 ・中心的な活動は、ガソリンスタンド等の店舗の経営指導や有益な情報を発信することにあることを改めて認識し、本組合における利益追求偏重の姿勢を改めることが必要。		
組織本部と支部との良好な関係の構築	組合本部と支部の関係悪化は、大きな障害となりかねないことから、コミュニケーションをはかり、風通しの良い相互協力関係の構築に努めなければならない。		

3 組織体制について			
報酬の支給	理事長を含む理事及び監事等に対し、組合財政の健全化を損なわない範囲で報酬を支給しマネージメント意識を向上させることも検討するべき。	理事、監事は、今後も無報酬にて活動することとする。	第三者委員会報告書の提言内容と異なる貴組合の対応の理由について再度報告を求める。

再発防止の観点から、早急な対応が必要な項目

項 目	石商組合問題第三者委員会の報告書	県石油商業組合の報告(R7. 7. 28付け)	今回求める対応
第4章 再発防止策及び今後への提言			
3 組織体制について			
コンプライアンス部門の設置	・コンプライアンス部門には、理事の影響を受けない一定の独立・公平性を確保することが必要不可欠 ・委員は理事以外の組合員から人選することとし、加えて、弁護士や公認会計士といった専門職等の外部委員を招聘すべき。 ・コンプライアンス部門に組織内不祥事案の調査権限を与え、全組合員は調査に協力することを義務づける。 ・理事会は、コンプライアンス部門の調査結果及び意見を踏まえて、臨時理事会を開催するなど速やかに対策を協議の上決定し、支部を通すなどして組合員に対策を周知徹底させなければならない。	7月25日に、コンプラ委員会を発足。報告書指摘の趣旨に添い、その活動を充実させていく。	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容を再度報告を求める。
5 通報先の設置及び周知について			
公益通報窓口の設置	・組合員からの内部通報を受け付けるべく、実施要綱を定めて公益通報窓口を設置すべきであり、これを定期的に組合員に周知すべき。 ・窓口となった担当者は通報者の匿名性を維持しつつ、通報内容を直ちにコンプライアンス部門に報告し、コンプライアンス部門においては速やかに精査の上、必要があれば調査開始を決定し、対策を実施する手続に繋げなければならない。	組合内部、及び外部に公益通報窓口を設置することについて検討していく。	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容を再度報告を求める。
7 組合幹部及び全組合員の意識改革について			
コンプライアンス研修の実施	・定期的に外部からコンプライアンスに関する専門家を招き講習会を実施するなど、組合員研修の機会を充実させなければならない。 ・近時、コンプライアンス研修が開催された模様であるが、独占禁止法に特化した内容とはいえない点で不十分であり、また研修は1回行えば十分というものではない。	コンプライアンスに関する組合研修の機会を充実させていく。	実施の時期・方法など、より詳細な対応内容を再度報告を求める。